

「佐賀県産品応援の店」登録要領

目的

佐賀県産品を愛用されている店舗を通じて、県産品の販売促進や情報発信を図る。

対象店舗

- (1) 飲食店
 - ・ 県産品を食材とした料理・酒を年間通じて消費者へ提供している店舗
- (2) 販売店
 - ・ 県産品を年間通じて消費者へ販売している店舗

登録要件

- (1) 県産品を食材としていることをメニューに表示したり、県産品を販売していることを店内に掲示するなど、消費者に対して県産品の情報発信を行うこと。
- (2) 食品衛生法、食品表示法など関係法令を遵守すること。
- (3) 暴力団、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有した店舗ではないこと。
- (4) 店舗の所在地は、県内外、国内外を問わない。

登録手続き

- (1) 登録を希望する店舗は、佐賀県流通・通商課（以下、「県」という。）へ登録申込書（別紙様式1号）を提出する。
- (2) 県は、(1)の提出を受けた場合、速やかにその記載内容を確認し「佐賀県産品応援の店」として登録を行う。
- (3) (2)の登録に当たり、県は登録証（別紙様式2号）を交付する。
- (4) 県は、登録の有効期限を設け、登録店舗から登録辞退の事前の申し出があった場合を除き自動更新できる。

登録店舗のPR等

- (1) 県は、「佐賀県ホームページ」等に店舗一覧を掲示するなどして、登録店舗のPRを行う。
- (2) 県は、「佐賀県産品応援の店」に係るPR資材（ミニのぼり）を登録店舗へ提供する。